

## シンガポールにおける建設・エンジニアリングプロジェクトのための NEC4 契約約款の導入とコラボレーティブ契約(collaborative contracting)の推進

建設/インフラニューズレター

2024年10月3日号

執筆者:

宇野 伸太郎  
[s.uno@nishimura.com](mailto:s.uno@nishimura.com)  
Derek Tay  
[d.tay@nishimura.com](mailto:d.tay@nishimura.com)

Eugene Lee  
[e.lee@nishimura.com](mailto:e.lee@nishimura.com)  
村田 智美  
[t.murata@nishimura.com](mailto:t.murata@nishimura.com)

### 1. はじめに

シンガポール建設・建築庁(以下「BCA」)は、2024年4月29日、シンガポールにおける建設・エンジニアリングプロジェクト向けに NEC4 契約約款(以下「NEC4」)を導入することを発表し<sup>1</sup>、その後さらに、NEC4 をシンガポールの法令に適合させるための追加契約条項(Y(SG) Clauses)を公表しました<sup>2</sup>。近年、BCA はコラボレーティブ契約(collaborative contracting)の採用を奨励していましたが、コラボレーティブ契約の特徴を備えた NEC4 を採用することにより、シンガポールにおけるコラボレーティブ契約の推進をさらに目指したものといたします。

このニューズレターでは、NEC4 の特徴とコラボレーティブ契約について概説します。

### 2. コラボレーティブ契約

近時、国際建設法分野において、いわゆるコラボレーティブ契約(collaborative contracting)に関する議論が活発になされています。コラボレーティブ契約は、以下に述べるように、従来の建設契約で採用されている対立的なアプローチとは対照的な契約モデルです。

従来の建設契約では、各当事者(例えば発注者と請負者)の利害が対立するものであることを前提として、各当事者の責任範囲が定められています。このような対立的な契約モデルにおいては、自らが責任を負わないことを行ったり、他方当事者を支援するインセンティブが乏しい状況にあります。例えば、対立的な契約モデルでは、請負者が施工のみを受注している状況において、仮にプロジェクトの途中で設計上の問題が発覚した場合、請負者は自らが責任を負わない設計上の問題から生じる工期の延長や追加コストを発注者に対して請求することを検討しますが、他方で、問題の解決に向けて行動するモチベーションが一般的には乏しいと考えられます。

---

<sup>1</sup> <https://www1.bca.gov.sg/about-us/news-and-publications/media-releases/2024/04/29/launch-of-nec4-contract-for-construction-and-engineering-projects-in-singapore>

<sup>2</sup> <https://www.neccontract.com/news/nec-releases-singapore-y-clauses>

これに対し、コラボレーティブ契約モデルは、リスクと利益を共有することにより、発注者、設計者、および請負者を含むすべての利害関係者間でのチームワーク、オープンなコミュニケーション、および相互信頼を促進する契約的枠組みです。すなわち、伝統的な建設契約のように、当事者間で責任やリスクの所在を定め、問題が生じた際には互いに責任を追及する対立的なアプローチではなく、コラボレーティブ契約は、建設的な問題解決がなされる環境を作り出すことを目指すものです。

コラボレーティブ契約には、一例として以下のような特徴があります。

- (a) 発注者、請負者、下請などの3者以上の当事者間の契約
- (b) 最大限努力義務および誠実行動義務(good faith)を契約上明記
- (c) 利益と損失の共有メカニズム(一例として、ターゲットコストを設定してコスト削減効果を請負者に還元したり、超過コストを発注者と請負者で共有する仕組み)
- (d) 問題が生じた場合の双方の早期関与
- (e) 早期の情報共有のメカニズム
- (f) 過度な責任を負わないようにするための責任制限規定・権利放棄規定

BCA は、従前からシンガポールでのコラボレーティブ契約の採用を推進しており、NEC4 の導入に先立って、公共工事標準契約(Public Sector Standard Conditions of Contract)の Option Module E (Collaborative Contracting)を導入し、コラボレーティブ契約条項を導入するための選択肢を提供しています。また、Option Module Eを採用するパイロットプロジェクトを指定し、その普及を目指しています。<sup>3</sup>

### 3. NEC4

英国の Institution of Civil Engineers は、「New Engineering Contract (NEC)」として知られる標準契約約款を公表していますが、2017年にその最新版として NEC4 が公表されました。NEC4 は国際的な使用を念頭において作成されており、公正なリスク配分を目指しています。NEC4 は、公表以来、英国のみならず、香港などでも採用されています。

#### (1) 特徴とメリット

NEC4 はコラボレーティブ契約のアプローチを採用しており、プロジェクトの当事者間の相互信頼と協力を通じて、効果的なリスク管理を促進する仕組みを取り入れています。NEC4 の主な特徴とメリットとしては、以下の点が挙げられます。

- (a) 工程表(Programme)  
請負者は指定された期間内にプロジェクトマネージャーに詳細な工程表を提出し、更新することが義務づけられます。請負者が最初の工程表の提出を怠った場合、発注者は、最初の工程表が提出されるまで、出来高払いの 25%の支払を留保することができます。常にアップデートされた工程表

<sup>3</sup> [https://www1.bca.gov.sg/docs/default-source/docs-corp-procurement/option-module-e-on-collaborative-contracting---sent.pdf?sfvrsn=3191bf46\\_2](https://www1.bca.gov.sg/docs/default-source/docs-corp-procurement/option-module-e-on-collaborative-contracting---sent.pdf?sfvrsn=3191bf46_2)

が維持されることにより、実効的な時間管理と、スムーズなプロジェクト遂行を目指すものです。

(b) 早期警告リスト(Early Warning Register)

当事者は、総コストに影響を与え、工事完成または重要なマイルストーンを遅らせ、または工事の性能を阻害する可能性がある事項を認識した場合には、速やかに早期警告の通知を行う必要があります。そして、プロジェクトマネージャーまたは請負者から早期警告として通知された事項などを記載するため、早期警告リストが作成されます。早期警告リストは、着工日(starting date)から 1 週間以内に最初のもので作成され、以後プロジェクトマネージャーおよび請負者からの通知をふまえて更新されます。また、着工から 2 週間以内に早期警告された事項への予防や対処方針を協議するための最初の早期警告ミーティング(early warning meeting)が開かれ、以降も定期的に同ミーティングが開かれることが想定されています。これらは、プロジェクトのリスクを早期に特定し、両当事者でプロアクティブに管理することを可能にするため、早期警告を行い、双方で協議することによりリスク項目をより効率的に管理することを目標とする仕組みです。

(c) 主要業績評価指標(Key Performance Indicator)

生産性、品質、健康と安全、効率性などについて主要業績評価指標(Key Performance Indicator)(以下「KPI」)の目標がスケジュールに記載され、請負者が KPI を達成した場合には、契約金額に加えて追加の支払いが行われます。請負者が KPI を達成しなかった場合に、ペナルティを課されるものではありません。

(d) ターゲットコストによる支払オプション

入札段階で、当事者間でターゲットコストならびにそれに上乗せする利益および間接経費について合意します。ターゲットコストは、発注者がリスクを負担する事象が生じた場合にはその金額が調整されます。工事期間中は、請負者は実際のコストに応じて支払を受けますが、完工時に、実際のコストと調整後ターゲットコストを比較して、節約できた分または超過した分を、契約で事前に合意した割合に基づいて分担します。これにより、コストのモニタリングが可能となるとともに、当事者がコストの削減についてインセンティブを有することになります。

(e) 通知

クレームの根拠となる事象の通知とそれに対する返答について期限が定められています。これは効果的なプロジェクト管理と、迅速な紛争解決を目指すものです。

契約金額については、NEC4 は A~F の異なる 6 つのオプションを用意しており、総価方式(ランプサム)、コストプラス方式などを選択することができます。

NEC4 については、時間とコストを効果的に管理することができ、プロジェクト管理を促進するものと評価されています。例えば、香港政府による 2021 年のレビューでは、NEC 約款を採用したプロジェクトでは、従来の建設プロジェクトと比較して、時間で 10%、コストで 2%の節約につながったと報告されています。

## (2) NEC4 におけるコラボレーティブ契約に関連する主要な条項

NEC4 には、コラボレーティブ契約の特徴を有する条項が含まれています。一例として、以下の条項が挙げられます。

- (a) コア条項 10.2 条：相互の信頼と協力  
当事者、プロジェクトマネージャー、および監理者(Supervisor)がプロジェクト全体を通じて相互信頼と協力の精神で行動することを求める条項です。
- (b) コア条項 15 条：早期警告メカニズム  
潜在的な問題を早期に通知し合うよう請負者とプロジェクトマネージャーに奨励し、共同で問題解決にあたるよう促すものです。
- (c) オプション条項 X22：早期の請負者の関与  
プロジェクトの設計および計画の早期の段階での請負者の参加を容易にし、協力とイノベーションを促すものです。なお、オプション条項 X22 は、契約金額に関して Option C(活動スケジュールに基づくターゲットコスト方式)および Option E(コストプラス方式)と合わせて使用されることが想定されています。

これらの規定は、当事者間の協力を促し、潜在的な紛争を減少させるとともに、透明性を高め、共同でリスクを管理し、早期に問題を解決することを目的としています。

## (3) シンガポールにおけるプロジェクトでの実施

BCA は、NEC4 をシンガポールの法令に整合させるために、Y (SG) Clauses を導入しました。これは、Building and Construction Industry Security of Payment Act 2004、Contracts (rights of Third Parties) Act 2001、および Insolvency, Restructuring and Dissolution Act 2018 などとの整合性をとるためのものです。このような Y (SG) Clauses が定められることにより、シンガポールでのプロジェクトにおいて、NEC4 をより実効的に利用し、コラボレーティブ契約のメリットを享受することができます。なお、イギリス、北アイルランド、アイルランド、オーストラリアなどの他の法域においても NEC4 が現地の法令に適合するよう、他の Y clauses も作成されています。

BCA は、様々なプロジェクトにおいて NEC4 の採用を推進することが見込まれます。住宅開発庁(Housing and Development Board)、JTC(Jurong Town Corporation)、陸上交通庁(Land Transport Authority)などの公共セクターにおける開発者が、今後のプロジェクトで NEC4 を試験的に導入する予定です。

また、BCA は、NEC4 を効果的に用いるためには、プロジェクトチームが NEC4 に精通し、従来の建設プロジェクトで採用されている対立的アプローチからのマインドセットの変化が必要であると述べています。そのため、BCA Academy、Singapore Academy of Law、大学、業界団体、企業などがコラボレーティブ契約に関して研修などを実施することが予定されています。

## 4. 終わりに

シンガポールは、Y (SG) Clauses および NEC4 の導入によって、コラボレーティブ契約の採用を促進しようとしています。今後シンガポールでの建設契約実務がどう変化するか、他の国でもコラボレーティブ契約が広がっていくか、動向を注視していきたいと思えます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)